



板倉町新庁舎建設基本構想

板倉町役場庁舎建設専門委員会

目次

1. 新庁舎建設基本構想
2. 現庁舎の問題点
3. 新庁舎建設の必要性
4. 新庁舎建設の事業手法の検討
5. 新庁舎の施設整備の基本的な方向性
6. 新庁舎に求められる主要な機能
7. 新庁舎の位置

1. 新庁舎建設基本構想－1

この基本構想では、新庁舎建設の基本的な考え方として、「新庁舎の施設整備の基本的な方向性」や「新庁舎に求められる主要な機能」を検討します。

今後、具体的な施設計画に反映していく主要な事項について考え方を例示します。

1. 新庁舎建設基本構想－2

新庁舎の施設整備の基本的な方向性

- ① 誰もが利用しやすい庁舎
- ② 防災拠点としての役割を果たす庁舎
- ③ 機能性・効率性を重視した庁舎
- ④ 省資源・省エネルギー対策など環境に配慮した庁舎

新庁舎に求められる主要な機能

- ① 防災拠点機能
- ② 窓口機能
- ③ 執務機能
- ④ 情報受発信機能
- ⑤ 議会機能
- ⑥ 多くの町民への対応が可能なスペース
- ⑦ 維持・管理機能

2. 現庁舎の問題点ー1

①耐震性の不足

現庁舎は、昭和33年の建設から54年目を迎えようとしています。当然、昭和56年に施行された現行の耐震基準以前の建設であることから、耐震性は低いと考えられます。したがって、人命に関わる建物被害や防災拠点としての機能を維持することが非常に難しい現状にあります。以下に現庁舎の課題を示します。

課題1

- ・ 強度面における課題があり、大地震時には破壊をおこす可能性があります。

課題2

- ・ 建物全体として平面的・率面的なバランスが悪く、地震時の変形と接合部分での破断やねじれによる局所崩壊をおこす可能性があります。

課題3

- ・ 経年劣化の課題が考えられ、築50年を経過し、外壁回りのモルタルやコンクリートの剥がれが全面的に見られ、落下により第三者に被害を及ぼすであろう危険箇所が多く認められます。

2. 現庁舎の問題点ー2

②施設・設備の老朽化

建物は全体的に老朽化が進んでおり、危険な箇所については、随時修繕を行っていますが、抜本的な構造改修が困難であります。

また、暖房・衛生・排水設備等の補修を繰り返しながら対応しており、維持管理費がかさんでいる状況にあります。

③庁舎フロア・駐車場等のスペース不足

現庁舎は、建設時に比べ、行政事務の拡大や職員数の増加に伴い事務室のスペースが不足しています。役場機能も本庁舎・第2庁舎・西庁舎と分断されており、町民からの各種申請・申告・相談などに対応するスペースが十分確保できない状況にあります。更に、職員の打合せや作業スペース不足なども発生しています。

また、駐車場は窓口の繁忙期や会議などの開催が重なる場合には、満車状態になり、駐車場の確保が難しい状況にあります。

2. 現庁舎の問題点ー3

④バリアフリー化への対応が困難

現庁舎は、エレベーターや身障者用トイレの設置などバリアフリー化への対応が遅れており、高齢者や身障者への配慮が十分ではありません。

⑤高度情報化対応への限界

現庁舎は、情報機器の設置やシステム配備に伴うスペース、電気容量などが不足しています。今後、高度情報化への対応がますます求められますが、情報ネットワーク環境の拡張には限界があります。

⑥現在の敷地の約75%が借地

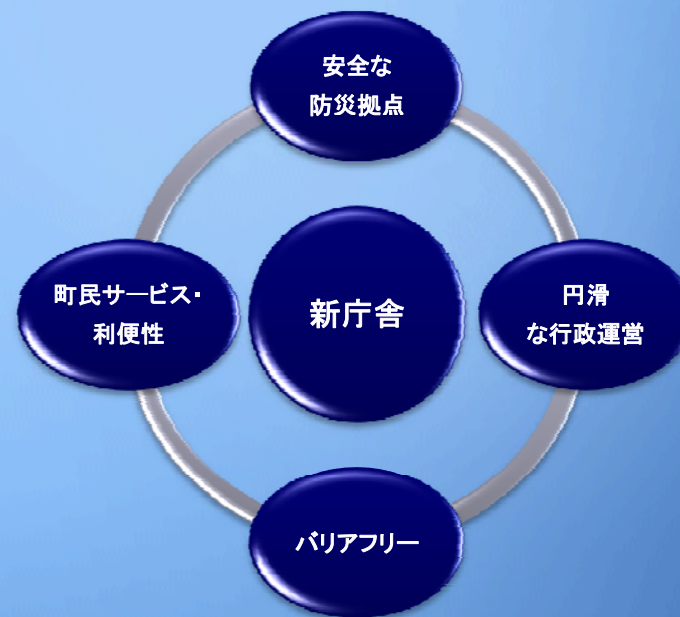
現在使用している約8,900㎡の敷地のうち約75%が借地であることから、多額の賃借料が発生しています。

3. 新庁舎建設の必要性

昭和33年に建てられた現庁舎は、これまで増築及び附属建物の増設を経て、現在に至っています。しかし、現庁舎は建築から50年以上が経過し、建物等の老朽化や高度情報化への対応の限界、バリアフリー対応への不足といった問題を抱えています。また、庁舎フロアや駐車場のスペース不足は、町民サービスの低下や行政効率の低下を招く要因になっています。

さらに、耐震性の不足が指摘され、現庁舎は地震時の安全面や防災拠点としての機能を担う上で問題があり、早期の対応が求められています。

このように、現庁舎は耐震性をはじめ様々な問題を抱え、町民の利便性やサービスの低下、円滑な行政運営に支障をきたしており、今後ますます多様化する行政需要に対応するためにも新庁舎の建設が必要です。



4. 新庁舎建設の事業手法の検討－1

現庁舎の様々な問題点をどのように解決するのか、新築及び移転を想定し、次の2つの事業案を事業手法として、比較・検討を行いました。

第1案 現在の位置へ庁舎を新築する場合

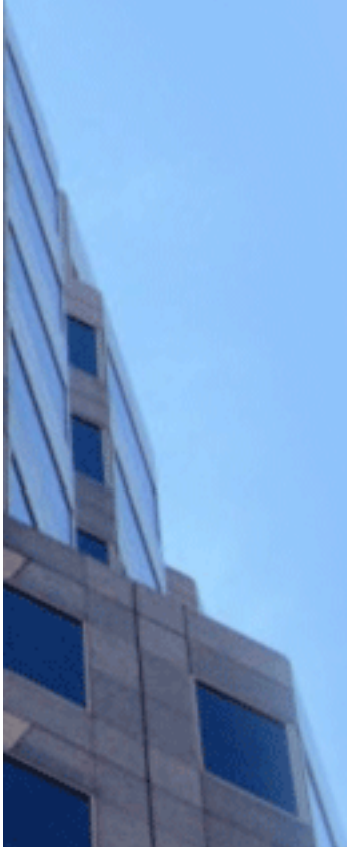
- ① 仮設庁舎の建設が必要となる。
- ② 防災通信設備やコンピューター設備等の移設が2度必要となる。
- ③ 事務を執行するための引越しが2度必要となる。
- ④ 駐車スペースの不足など現敷地面積では、手狭である。
- ⑤ 民有地が隣接しており、一体的な整備が難しいとともに用地買収が必要となる。

第2案 現在の位置から別の場所へ移転・新築する場合

- ① 新センター地区は、土地購入費が不要となる。
- ② 民有地の場合は、土地購入費が必要となる。
- ③ 民有地の取得に係る諸手続に時間を要する可能性がある。

4. 新庁舎建設の事業手法の検討ー2

事業案の比較・検討では、記載した課題等に加え、それぞれの事業実施の妥当性を検討した結果、現在の位置から別の場所へ移転・新築する方法が合理的であると考えられます。



5. 新庁舎の施設整備の基本的な方向性－1

(1) 誰もが利用しやすい庁舎

- ◆あらゆる人々に利用される施設であり、町民にとってわかりやすく、使いやすく、親しみやすい場であることが求められることから、すべての人が快適に利用できる庁舎とします。また、来庁者が短時間で適切な町民サービスが受けられるように、便利でわかりやすい窓口機能とします。
- ◆エレベーターや多目的トイレの設置など、高齢者や身障者を含むすべての利用者に配慮した整備を行います。
- ◆建物だけでなく、周辺道路や駐車場の整備などにより、来庁者の利便性の向上を図ります。
- ◆庁舎で働く職員が、効率的で効果的に業務を行うことができるよう、情報ネットワークの整備や部署間の連携などに配慮した適切な執務環境を整えます。

5. 新庁舎の施設整備の基本的な方向性－2

(2) 防災拠点としての役割を果たす庁舎

- ◆地震や風水害などの自然災害発生時においても行政機能を維持するだけでなく、災害対策本部としての機能を発揮できるよう、耐震性の確保、情報ネットワークの強化などにも配慮します。

(3) 機能性・効率性を重視した庁舎

- ◆貴重な町民の税金を使い、しかも厳しい財政状況の中での庁舎建設となることから、機能性・効率性を重視し、華美な要素を排除して、建設に要する費用の削減に努めます。
- ◆施設の長寿命化、維持管理の効率性、将来の施設改修・設備更新への対応を容易にするなど将来的な維持管理経費も考慮した経済効率の高い庁舎を目指します。

(4) 省資源・省エネルギー対策など環境に配慮した庁舎

- ◆地球環境に配慮した庁舎とするため、省エネルギー対策を基本としながら、新エネルギー等の活用を検討します。

6. 新庁舎に求められる主要な機能－1

(1)防災拠点機能

- ◆災害時における本部としての必要な機能を備えた本部司令室を設置します。
- ◆災害時応急物資の適正な保管場所の確保を図ります。

(2)窓口機能

- ◆窓口は、できるだけ低層階に集中させるとともに、高齢者や障害者をはじめ誰もが訪れやすく、使いやすい配置とし、また、案内表示の工夫を図ります。
- ◆相談室は、プライバシーに配慮したつくりとします。

(3)執務機能

- ◆来庁者利用空間と執務空間を明確に区分して、それぞれがスムーズな人の流れとなるように配慮します。
- ◆執務空間は、時代の変化や機能の変化に柔軟に対応できるオープンスペースを基本とします。
- ◆執務室や会議室は、動線を考慮した配置とするとともに、資料等を保管できるスペースを確保します。
- ◆日常的に必要な打合せスペースを確保します。
- ◆住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るため、情報機器の活用を図り、これらに必要な設備・機器を設置します。

6. 新庁舎に求められる主要な機能－2

(4)情報受発信機能

- ◆町の行政情報や観光情報を発信するため、町政情報公開や観光コーナーなどのスペースを設置します。

(5)議会機能

- ◆町民に開かれた議会を実現するため、傍聴機能に配慮した施設整備を図ります。また、議会開催時以外には、ホールとして活用できるなど汎用性を持たせることも検討します。
- ◆委員会室等は、委員会開催時以外には会議室として利用できるよう、汎用性を持たせた作りとします。
- ◆議会関連施設は、活発な議会活動が行えるように、情報通信環境や必要な諸室・設備の確保を図ります。

6. 新庁舎に求められる主要な機能－3

(6) 多くの町民への対応可能なスペース

- ◆ 選挙や税申告事務など一時に多くの町民への対応可能なスペースの確保を図ります。また、災害等の緊急時には、災害対策本部としての活用を検討します。

(7) 維持・管理機能

- ◆ 開庁日、閉庁日にかかわらず、個人情報や行政情報を多く取り扱っている庁舎の適切な管理を行うため、セキュリティ機能を確立します。
- ◆ 膨大な量の行政文書は、短期・長期保管にそれぞれ適切な収納スペースと場所を確保し、快適な執務空間とします。

新庁舎の位置

1. 新庁舎の位置

新庁舎の位置については、町民の利便性、経済性、災害時の防災拠点としての役割などを十分考慮し、建設候補地の選定を行います。

地方自治法抜粋

第四条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当つては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。